

平成 31 年 4 月 11 日

各 位

公立福生病院

院長 松山 健

平成 31 年 4 月 9 日に東京都福祉保健局より当院に対する文書指導が行われました。この指導は、本年 3 月 6 日に実施された当院への東京都福祉保健局の立入調査に基づくものです。

この度の指導は、診療記録の不備が認められたという点に関して指摘がなされたものです。「患者への説明が不十分だった」、「意思確認が不十分だった」等として指導がなされたと一部報道がございましたが、そのような指摘を受けた事実はありません。実際には、当院における診療や説明、意思決定のプロセスの内容それ自体に関する指摘はございませんでした。当院の医師が積極的に透析の見合わせの選択肢を示した、患者の再開の求めにもかかわらず透析を再開しなかった等との指摘も、当然ながらございませんでした。

平成 31 年 3 月 7 日の報道以来、当院に来院されている患者の方々、近隣の医療機関やお住まいの皆様をはじめとして、多くの方々にご心配とご迷惑をおかけしております。

当院では、報道で取り上げられた 44 歳女性の患者のケースを含め、医師が積極的に透析の見合わせの選択肢を示したことはございません。当該患者のケースも、既存のシャントの閉塞を確認し、カテーテルを埋め込む方法による透析の継続について当院医師が説明したところ、当該患者が透析を受けたくない旨の意思を表明したものです。当該患者が透析を受けない意思を表明した後も複数の医療従事者が繰り返し意思確認をしてまいりました。また、透析の再開を望む患者の意思に反して透析再開を行わなかった事実も一切ございません。

東京都の立入調査に際して、当院が、日本透析医学会の提言（維持血液透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言）に違反していた事実を認めたとの一部報道や、立入調査の結果、当院の対応が同提言から逸脱していると東京都が把握したとの一部報道もございました。しかしながら、これらの報道はいずれも事実に反するものであり、東京都が本件について同提言に沿った対応であったか否かを判断したという経過はないものと当院では認識しております。

当院といたしましては、この度の指導内容につきましては真摯に受け止め、診療記録における記録の徹底を図る所存です。今後とも、地域の皆様により良い医療を提供できるよう努めて参りたいと存じます。